

## 防災用品等配付事業業務委託プロポーザル方式実施要領

令和6年7月9日

防災用品等配付事業業務委託選定委員会決定

### (募集方法)

第1条 参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）の募集は、別途作成する「防災用品等配布事業業務委託募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおり実施し、区ホームページ及び契約管財課掲示板に掲載のうえ、7日間以上の募集期間を設定する。

### (参加資格要件)

第2条 防災用品等配布事業業務委託プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）の参加資格要件は、以下の全てを満たしているものとする。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。  
また、各年度の内訳金額についても上限額の範囲内であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協議会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を参加者自身が取得（取得申請中を含む）していること。（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

2 プロポーザル方式の参加者が契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。提案採用者となっていた場合は、提案採用を取り消す。

### (参加申込方法)

第3条 「募集要項」、「プロポーザル参加申込書（様式1）」を区ホームページにより提供し、参加希望者には様式1の提出を求める。

2 様式1とあわせて防災用品等配付事業業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が必要とする書類の提出を求める。

### **(質問及び回答)**

第4条 募集内容に質問がある参加者は「質問書(様式2)」を電子メールで提出するものとする。

- 2 参加者から質問があった場合、別途期限を定め回答を作成し、電子メールで回答する。
- 3 質問及び回答については、ホームページへ掲載し、参加者全員に周知するものとする。

### **(審査項目及び審査基準)**

第5条 委員会は、恣意的にならないよう公正性、透明性、競争性を備えた審査項目及び審査基準を設定する。

- 2 審査項目及び審査基準について、第一次審査は別表1「1次審査表【審査項目及び審査基準】」、第二次審査については、別表2「2次審査表【プレゼンテーション】」とする。

### **(第一次審査)**

第6条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、第一次審査通過者の選定を委員会に付すものとする。

- 2 委員会は、第2条に定める参加資格要件、別表1に定める審査項目及び審査基準に基づき、第一次審査通過者を選定する。
- 3 審査は、委員長、所管課長及び当該部以外の管理職の3委員を含む5人以上で行う。
- 4 参加者が4者以内の場合は、第一次審査は参加資格要件のみを審査する。ただし、参加者が5者以上の場合、審査項目及び審査基準について評価し、評価点の高い者から順に4者を選定する。
- 5 委員会は、前項の評価点が同点で複数いる場合、別表1に定める重要項目の評価点の合計が高い順に決定する。また、この重要項目の評価点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。
- 6 委員長は、第一次審査通過者及び不通過者に対し、結果通知を送付する。
- 7 第一次審査通過者に対する通知においては、第二次審査日時、会場等の詳細を明示するものとする。
- 8 第一次審査不通過者に対しては、理由を明示するものとする。

### **(第二次審査)**

第7条 委員長は、第一次審査通過者を委員会の第二次審査に付し、提案採用者を選定するものとする。

- 2 委員会は、第一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。
- 3 審査は、委員長、所管課長及び当該部以外の管理職の3委員を含む5人以上で行う。
- 4 委員会は、別表2に定める審査項目及び審査基準に基づき評価を行い、評価点の高いものから順に順位をつける。
- 5 委員会は、評価点の最も高い者を提案採用者として選定する。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。
- 6 委員会は、前項の評価点が最も高い者が同点で複数いる場合、別表2に定める重要項目順

位の高い項目の得点が高い順に決定する。また、この重要項目の評価点も同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

7 委員長は、委員会の選定結果報告に基づき決定した提案採用者及び不採用者に対し、結果通知を送付する。

**(提案採用者の辞退又は参加資格要件喪失)**

第8条 提案採用者が辞退した場合又は第2条第2項の規定に該当する場合には、前条第4項の評価順位が高い者から順に提案採用者とすることができる。ただし、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者とししないものとする。

**(公表)**

第9条 第二次審査終了後に、第二次審査に係る以下の項目を公表する。

- (1) 審査項目
- (2) 審査基準
- (3) 審査結果（順位、評価点等）
- (4) 評価点の内訳
- (5) 提案採用者の事業者名及び提案金額

**附 則**

**(施行期日)**

この要領は、決定の日から施行する。

**(廃止年月日)**

この要領は、契約締結日をもって廃止とする。